習志野市企業局業務委託契約における
スライド運用に関する基準

習志野市企業局

令和8年11月1日

1. 目的

本基準は、習志野市企業局（以下、「企業局」という。）が締結した契約期間が長期にわたる業務委託契約について、期間中の日本国内における賃金又は物価水準（以下、「賃金水準等」という。）の変動により、業務委託料（以下、「契約金額」という。）が不適当となった場合において、契約金額を変更する（以下、「スライド」という。）ための標準的な運用基準を定めることを目的とします。

2. 定義

（1）請求日

企業局又は受注者がスライド協議を書面等により請求した日とします。なお、請求は、契約日（2回目以降の請求は前回の基準日）から12か月経過した日以後に可能とするものとします。

（2）基準日

スライド額を算定する基準となる日とし、契約日（2回目以降は前回の基準日）から12か月を経過した日以降とします。

基準日は、原則として請求日の属する月の初日とします。ただし、これにより難い場合は、請求日から起算して1か月以内の日で、企業局が受注者の意見を聴いて定める日とします。

（3）残履行期間

基準日以降の、履行期限までの履行期間とします。

（4）契約数量

委託契約に記載された業務や材料等の数量とします。なお、委託契約に数量の明記がない場合で、他の記載事項から当該費用に係る数量が算出できる場合は、その算出数量も含みます。

（5）履行数量

基準日における履行済業務と調達済材料等に係る契約数量とします。

（6）積算単価

労務単価、材料単価など、予定価格の算定やスライド額の算出に適用する単価の総称とします。なお、見積内容や委託契約に記載された事項から算出できる単価を含みます。

3. 適用対象委託契約

本基準の適用対象は、次の全てに該当する労務の提供を主目的とした委託契約（適用外の例：機械警備、システム業務委託等）とします。ただし、PFI 事業契約など、委託契約において、あらかじめ賃金水準等の変更による契約金額の変更方法を定めているものは除きます。

ア. 契約日から履行期限までの間が、14か月以上であるもの。
イ. 基準日からの残履行期間が、2か月以上であるもの。
ウ. 契約数量について、期間中に履行数量と未履行数量の算出及び確認ができるもの。
エ. 委託契約において、契約金額（内容）を変更できる条項が記載されていること。
（必ずしもスライド条項である必要はなく、記載のない事項は協議して定める旨でもよい。）

4. スライド額

受注者からの請求に基づく場合のスライド額は、受注者からの変更希望額（請求に添付された資料が適当と認められたものに限る。）と、後述する算定方法により算出したスライド上限額のいずれか低い方の額とします。

企業局からの請求による場合は、後述する算定方法により算出した額を変更希望額として協議を行います。

5. スライド額の協議

受注者からの請求に基づくスライド額の協議については、以下の方法により行うものとします。企業局からの請求による協議については、以下の方法に準じて行うものとし、（1）スライド協議の請求から（4）スライド額の協議までは、同時に行うものとします。

（1）スライド協議の請求

スライド協議の請求は、【様式1】の提出により行うこととします。その際、記載した変更希望額の内訳について、契約数量と履行数量、積算単価を明示し、契約日（2回目以降の場合は前回の基準日）時点と対比できる資料、及び積算単価変更の根拠資料を添付させるものとします。

（2）スライド額算定基準日及び協議開始日の設定

請求のあった日から14日以内に、企業局から受注者に対し、基準日及びスライド額の協議開始日を【様式2】により通知します。

（3）スライド上限額の算定

企業局は、後述の算定方法によりスライド上限額を算出し、受注者からの変更希望額と比較して低い方の額をスライド協議額とします。

（4）スライド額の協議

スライド協議額について、受注者と【様式3】により協議します。受注者が協議額に異議のない場合は、協議通知日から起算して14日以内に【様式4】により承諾の意向を受領します。なお、この時点で予算措置がない場合については、あくまで予算措置がなされた場合の予定額であり、変更契約をもって額が確定する旨を受注者へ必ず説明してください。

スライド協議額が0円又はマイナスとなる場合は、【様式5】によりスライド変更に応じられ

ない旨を協議します。

（5）予算措置

当該年度について、スライド協議額に要する予算措置がない場合は、速やかに経理課と協議を行い、流充用で対応できない場合は、速やかに補正予算に計上します。翌年度以降については、各年度の当初予算に計上してください。

なお、債務負担行為による委託契約については、最終年度を除き、当該年度及び翌年度以降分について、補正予算により債務負担行為を設定する必要がありますので、経理課と協議を行ってください。

（6）変更契約

予算措置の完了後、変更契約を締結します。この際に、基準日から変更契約日までの増額分については、変更契約日から直近の支払い時期に合算して支払う旨を、変更契約書へ記載又は支払内訳書等を添付することで明確にしてください。

6．スライド額の算出方法

（1）履行数量の確認

基準日における履行数量を確認します。履行数量は、仕様書等に基づき既に履行が完了した数量を基本としますが、業務に必要な材料等については、未使用であっても既に履行場所及び受注者事務所に納入されたものや、受注者と販売者等との間で売買契約等が締結され、調達額が確定しているものは、履行数量として取り扱います。

また、受注者の責めに帰すべき事由により履行が遅延していると認められる部分についても、履行数量として取り扱います。（ただし、企業局からの請求による場合は履行数量には含まないものとします。）

（2）スライド額算出のための分類

スライド額の算出は次の分類に従い、該当するパターンの方法によります。

<table>
<tr><th>予定価格の基礎</th><th>積算方法</th><th>スライド額の算出方法</th><th>分類</th></tr>
<tr><td rowspan="3">企業局設計
（単価と数量及び率計上等による積算）</td><td>公共積算基準・単価</td><td rowspan="2">基準日の単価で再積算</td><td rowspan="2">パターン A</td></tr>
<tr><td>公的又は客観的な統計単価、物価単価等を使用し、基準日単価に置換可</td></tr>
<tr><td>見積等による単価を使用</td><td rowspan="2">統計調査等による変動率で算出</td><td>パターン B</td></tr>
<tr><td>市場価格</td><td>参考見積等</td><td>パターン C</td></tr>
</table>

（3）分類ごとの算出方法

【パターン A】

「①契約数量から基準日における履行数量を除いた数量（以下、「未履行数量」という。）

について、基準日時点の積算単価に置き換えて再計算した設計金額」から「②当初設計金額（未履行分）」を差し引いた額に、「③当初契約時の落札率（契約率）」を乗じて「④変動額」を算出します。なお、①の算出に当たって、業務管理費及び一般管理費等で率計上しているものは、再計算の際、当該率は変更しないものとします。また、②は2回目以降の請求の場合は、前回スライド時の単価で計算した設計金額（未履行分）と読み替えます。

「④変動額」から「⑤請求者負担額（変動前契約金額（未履行分）の1%に相当する額）」を控除した額を「⑥スライド額」とします。

※パターンＡの計算式

（ ①再設計額（未履行分） － ②当初設計金額（未履行分） ）×③落札率＝④変動額

変動前契約金額（未履行分） × 1% ＝ ⑤請求者負担額

④変動額 － ⑤請求者負担額 ＝ ⑥スライド額

【パターンＢ】

「①当初設計時点の積算単価に統計調査等による変動率を乗じた単価に置き換えて再計算した設計金額（未履行分）」から「②当初設計金額（未履行分）」を差し引いた額に、「③当初契約時の落札率」を乗じて「④変動額」を算出します。なお、①の算出に当たって、業務管理費及び一般管理費等で率計上しているものは、再計算の際、当該率は変更しないものとします。また、②は2回目以降の請求の場合は、前回スライド時の単価で計算した設計金額（未履行分）と読み替えます。

「④変動額」から「⑤請求者負担額（変動前契約金額（未履行分）の1%に相当する額）」を控除した額を「⑥スライド額」とします。

※パターンＢの計算式

（ ①再設計額（未履行分） － ②当初設計金額（未履行分） ）×③落札率＝④変動額

変動前契約金額（未履行分） × 1% ＝ ⑤請求者負担額

④変動額 － ⑤請求者負担額 ＝ ⑥スライド額

【パターンＣ】

パターンＣの場合、契約時またはスライド請求時に受注者から提出された内訳書を用いてスライド額を算出します。内訳のうち、次に該当するものを変動させて変動後未履行額を

積算します。

項目内容	対象経費	変動方法
直接人件費	業務に直接従事する者の給与、諸手当、賞与に対応する経費	統計調査等による変動率を乗じる
直接物品費	業務に必要となる物品・材料の購入・製造に必要な経費（業務に使用するソフトウェアのサービス利用料等価格変動の影響を直接受けない経費は除く。）	統計調査等による変動率を乗じる
業務管理費	業務現場を管理運営するために必要な直接人件費、直接物品費以外の経費で、直接経費に率計上されている経費（例：法定福利費、福利厚生費用、労務管理費、安全管理費等）	変動後の直接経費に変動前と同率を乗じる
一般管理費	直接経費及び業務管理費以外の費用で、受注者が企業の維持運営に必要な経費で、直接経費と業務管理費の合計等に率計上されている経費（例：役員報酬、業務に直接従事しないスタッフの人件費等）	変動後の直接経費と業務管理費の合計等に変動前と同率を乗じる

「①上記により算出した変動後未履行額」から「②変動前契約金額（未履行分）」及び「③請求者負担額（変動前契約金額（未履行分）の１%に相当する額）」を控除した額を「④スライド額」とします。

※パターンＣの計算式

②変動前契約金額（未履行分）　×　1%　＝　③請求者負担額

①変動後未履行額　－　②変動前契約金額（未履行分）　－　③請求者負担額
＝　④スライド額

（4）統計調査等による変動率

スライド額の算出に当たって使用する統計調査等による変動率は、以下の指標における当初契約日の属する月の値と、基準日時点での最新値の変動率とします。なお、2回目以降は前回スライド時の基準日時点での最新値と、当該スライドにおける基準日時点での最新値の変動率とします。

【指標】

・労務、人件費：毎月勤労統計調査（千葉県）所定内給与（事業規模5人以上、調査産業計）

・材料費、物品費：企業物価指数（日本銀行） 総平均

・労務費等と材料費等が混在：企業向けサービス価格指数（日本銀行） 総平均

（5）算出にあたっての端数処理

変動額、請求者負担額等の計算時に生じた1円未満の端数は、当初予定価格の算定時と同様に処理します。特に定めがない場合については、四捨五入します。ただし、消費税及び地方消費税相当額の計算時に生じた1円未満の端数は切り捨てします。

また、落札率（契約率）、変動率については、小数点以下第8位を四捨五入します。

（例：0．91234567・・・・ ⇒ 0．9123457）

【様式1】

令和　　年　月　　日

（発注者宛）

様

（受注者）

所　在

商　号

職氏名

賃金水準等の変動に伴う契約金額の変更について（請求）

令和　年　月　日付けで契約締結した委託契約については、賃金又は物価水準の変動により、業務委託契約書の規定に基づき契約金額の変更を請求します。

記

1 委託業務名

2 業務委託料

円

3 履行期間

令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで

4 希望基準日

令和　　年　　月　　日

5 変更希望額

円 増

6 添付資料

変更希望額の内訳について、契約数量と履行数量、積算単価を明示し、契約日（2回目以降の場合は前回の基準日）時点と対比できる資料及び積算単価変更の根拠資料は別紙のとおりです。

【様式2】

令和　　年　月　日

受注者

様

発注者

賃金水準等の変動に伴うスライド額算定基準日及び協議開始の日について（通知）

令和　年　月　日付けで請求のあった標記の件については、下記のとおりスライド額算定基準日及び協議開始日を通知します。

記

1 委託業務名

2 スライド額算定基準日
令和　　年　　月　　日

3 協議開始日
令和　　年　　月　　日

【様式3】

令和　　年　月　日

受注者

様

発注者

賃金水準等の変動に伴う契約金額の変更について（協議）

令和　年　月　日付けで請求のあった賃金又は物価水準の変動による業務委託契約書の規定に基づく契約金額の変更について、下記のとおり協議します。

なお、このスライド額は今回請求のあった基準日時点での予定額であり、スライド額の確定については変更契約時に発注者受注者協議のうえ定めるものとします。

なお、異存がなければ、別添承諾書へ記載のうえ返送願います。

記

1 委託業務名

2 基準日

令和　　年　　月　　日

3 スライド変更予定額

円 増

（うち、消費税及び地方消費税額　　円）

【様式4】

令和　　年　月　　日

（発注者宛）

様

（受注者）

所　在

商　号

職氏名

賃金水準等の変動に伴う契約金額の変更について（承諾）

令和　年　月　日付けで協議のありましたスライド変更予定額については、異存ありませんので承諾します。

記

1 委託業務名

2 スライド変更予定額

円 増

（うち、消費税及び地方消費税額　　円）

【様式5】

令和　　年　月　日

受注者

様

発注者

賃金水準等の変動に伴う契約金額の変更について（協議）

令和　年　月　日付けで請求のあった賃金又は物価水準の変動による業務委託契約書の規定に基づく契約金額の変更について、下記のとおり協議します。

記

１ 委託業務名

２ 基準日
令和　　年　　月　　日

３ スライド変更予定額
スライド変更に応じられない

４ 理由
基準日におけるスライド額が、変動前契約金額（未履行分）の１%を超えないため